

藤田地区住宅団地 建築協定概要版



環境等の整備

- ① 樹木等を多く植栽するなど、緑化等環境整備に努めましょう。
- ② 宅地の道路面は生垣にしてください。この場合、植栽のための工作物は、道路面より60cmを越えない高さにしてください。
- ③ 土留めのため道路や分譲宅地との境界に擁壁を設置する場合は、宅盤を越えない高さとしてください。



建築物の制限 (建築物にはカーポートも含みます)

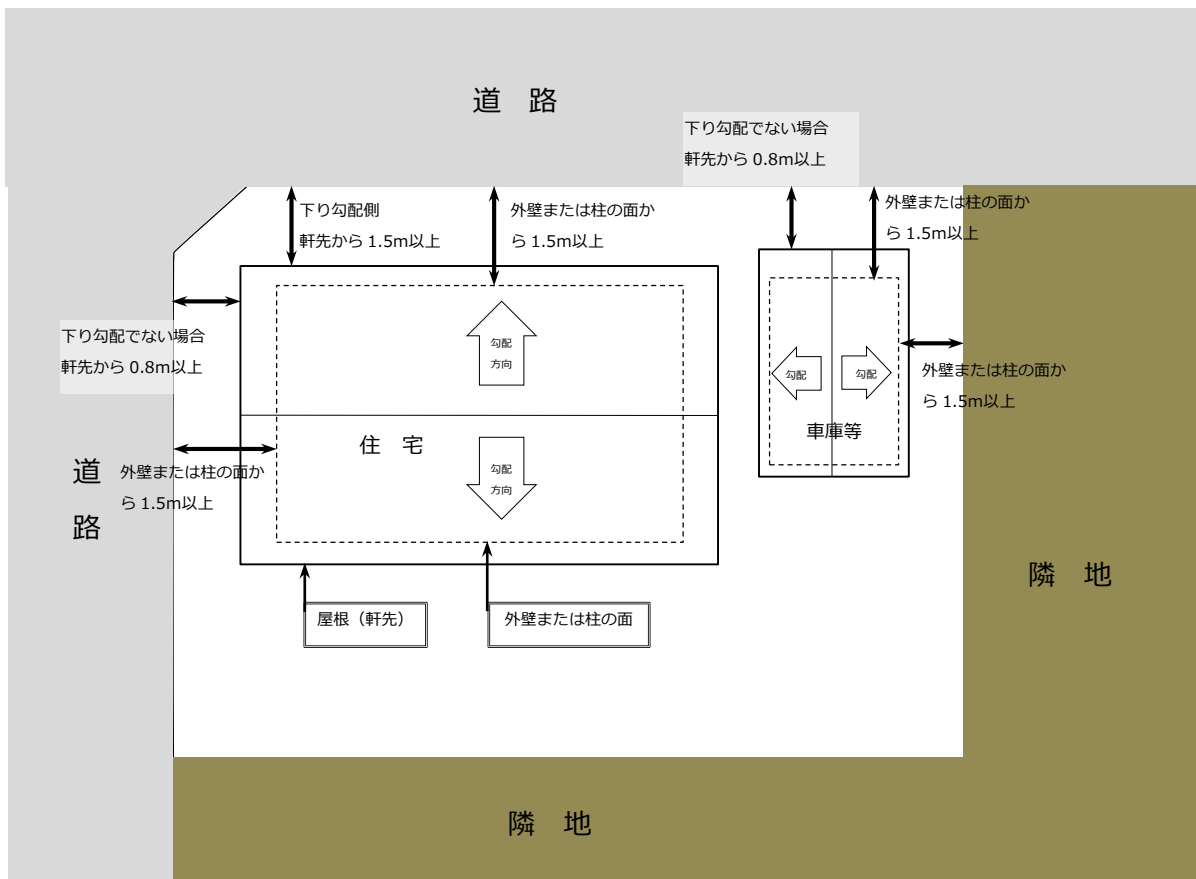
- ① 建築物の延べ面積の分譲宅地面積に対する割合 (容積率) は、10分の20を超えることができません。
- ② 建築物の建築面積の分譲宅地面積に対する割合 (建ぺい率) は、10分の6を超えることができません。
- ③ 建築物の外壁または柱の面から隣地境界及び道路の境界線まで、1.5m以上の距離を保ってください。
- ④ 建築物の軒先は、道路境界線より屋根の下り勾配方向は水平距離で1.5m以上、下り勾配でない場合 (妻側屋根の出) は0.8m以上の距離を保ってください。
- ⑤ 建築物の屋根の色は、黒又は濃灰色としてください。
- ⑥ 建築物の色彩や形態は、周囲の環境に調和し、良好な住宅地にふさわしいものとしてください。



落雪の防止

- ① 建築物に積もった雪が分譲宅地境界を越えて落下しないよう配慮してください。
※雪はトラブルのもとです。十分な雪対策を行うとともに隣接者への配慮をお願いします。

★図解 (平面図)



★図解 (立面図)

